

○ 相続分を指定する遺言

遺 言 書

1. 遺言者東山太郎は、次のとおり各相続人の相続分を指定する。

妻	東山春子	2分の1
長男	東山一郎	4分の1
二男	東山二郎	8分の1
長女	西川夏子	8分の1

2. 東山家の祭祀は長男東山一郎が主宰するものとし、祖先の供養を怠ってはならない。前項において長男一郎の相続分を4分の1に指定したのは、祖先の供養等の祭祀の費用を支弁するためである。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 東 山 太 郎[Ⓔ]

※ 作成の要点

- ・ 相続財産の分け方に関する遺言のやり方としては、不動産の地番、家屋番号などを指定して、A物件はだれ、B物件はだれ、というような方法があります。
- ・ また、物件を指定せず相続分だけを指定する場合があります。
- ・ 預金現金、有価証券などは、相続分の指定だけの方が便利です（死亡までに所有金額が変わるから）、また、分割できない居住用家屋を皆で共有させる場合にも、相続分の指定が適当です。